

決算審査特別委員会記録 第2号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 議	令 和 7 年 9 月 12 日 午 前 10 時 00 分					
閉 会	令 和 7 年 9 月 12 日 午 後 4 時 16 分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出席 12 名 欠席 1 名 欠員 0 名 凡 例 出 / 出席 欠 / 欠席	委員長	山 川 竜	出	委員	真 部 卓 也	欠
	副委員長	松 本 一 也	〃	〃	伊 良 波 勤	出
	委員	島 袋 恵	〃	〃	具 志 堅 正 英	〃
	〃	松 田 大 輔	〃	〃	仲 宗 根 須 磨 子	〃
	〃	小 橋 川 健	〃	〃	喜 納 政 樹	〃
	〃	長 濱 功	〃	〃	座 間 味 栄 純	〃
	〃	仲 程 清	〃			
会議録署名委員	委員	伊 良 波 勤		委員	具 志 堅 正 英	
当 局 の 出 席 者	町 長	平 良 武 康		副 町 長	上 原 正 史	
	教 育 長	喜 納 す え 子		住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章	
	産 業 振 興 統 括 監	並 里 力		総 務 課 長	宮 城 健	
	住 民 課 長	大 城 尚 子		福 祉 課 長	渡 久 地 政 克	
	健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛		子 育 て 支 援 課 長	松 田 武	
	企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国		建 設 課 長	渡 久 地 要	
	農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信		上 下 水 道 課 長	知 念 毅	
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦		教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	安 里 孝 夫	
職務のために出席 した者の職・氏名	事 務 局 長	崎 原 誠		主 任 主 事	與 那 嶺 卓	
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

決算審査特別委員会

議 事 日 程 （ 2 日 目 ） 令和 7 年 9 月 12 日（金） 午前 10 時 開 議

日程番号	議案番号	件 名
1	認 定 第 2 号	令和 6 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (審議・採決)
2	認 定 第 3 号	令和 6 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (審議・採決)
3	認 定 第 5 号	令和 6 年度本部町下水道事業会計歳入歳出決算認定について (審議・採決)
4	認 定 第 4 号	令和 6 年度本部町水道事業会計決算認定について (審議・採決)
5	認 定 第 1 号	令和 6 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (審議・採決)

○ **委員長 山川 竜** ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

開 議（午前10時00分）

本特別委員会は、お手元に配付されております決算審査特別委員会の申合せ事項に従って進めてまいります。なお、班長及び担当職員の入室、同席も認めておりますので、お伝えしておきます。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程に入る前に、各会計の総括説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 大城 睦** それでは白い冊子の決算説明書をご準備ください。白い冊子の決算説明書。1ページをお開きください。水道事業会計及び下水道事業会計を除く3会計について、令和6年度歳入歳出決算の概要を説明いたします。

一番上の令和6年度をご覧ください。一般会計、歳入105億2,880万5,467円、歳出98億3,549万5,298円、差引額6億9,331万169円、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,983万5,000円、決算剰余金5億6,347万5,169円となっております。次に国民健康保険特別会計、歳入20億2,052万416円、歳出19億6,584万8,125円、差引額5,467万2,291円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、決算剰余金5,467万2,291円となっております。次に後期高齢者医療特別会計、歳入1億7,999万7,343円、歳出1億7,900万2,966円、差引額99万4,377円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、決算剰余金99万4,377円となっております。

3会計の合計額が、歳入127億2,932万3,226円、歳出119億8,034万6,389円、差引額7億4,897万6,837円、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,983万5,000円、決算剰余金6億1,914万1,837円となっております。今決算に関しましては、3会計とも黒字でございます。ただいまの表の下のように令和5年度決算概要と対前年度比較を掲載しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○ **委員長 山川 竜** 日程第1. 認定第2号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑の前に、決算の概要について説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 先ほどと同じ決算説明書、白い冊子をご準備ください。130ページをお願いします。それでは、令和6年度国民健康保険特別会計の概要について、ご説明いたします。

130ページの中段ご覧ください。令和6年度における決算状況につきまして、歳入総額20億2,052万円（前年比1.23%減）、歳出総額19億6,584万8,000円（前年比0.17%減）で、実質収支が5,467万2,000円の黒字となりました。単年度収支は2,188万円の赤字であり、一般会計より4,654万1,000円の法定外繰入を行っております。

主な要因といたしまして、実質収支の黒字につきましては、令和5年度からの7,655万2,000円の繰越金、一般会計からの4,654万1,000円の法定外繰入によるものが大きく、単年度収支の赤字につきましては、財政調整基金へ3,827万6,000円の積立を行ったことなどによるものでございま

す。下の表に、過去5年間の決算の推移を記載しております。

続いて131ページをお開きください。歳入の決算について概要をご説明いたします。歳入総額20億2,052万円で前年度に比べ2,514万9,000円の減額となりました。主な要因としまして、国民健康保険税が881万3,000円(3.54%)の増額となったものの、県支出金が2,714万円(1.87%)の減額、繰入金が1,305万8,000円(4.87%)の減額となったことによるものでございます。

下の表に、対前年度との比較表を記載しております。主な増減が多いものについてご説明いたします。1款国民健康保険税、対前年度、令和5年度と比較しまして880万円余りの増となっております。こちらは被保険者の所得割のほうが増えておりまして、被保険者の所得の増によるものだと考えております。続いて6款県支出金、前年度比2,714万円余りの減、こちらは県から交付される都道府県繰入金というものがございしますが、こちらが2,100万円余り減額になったことによるものでございます。続きまして、10款繰入金の減、対前年度比1,300万円余りの減になっておりますが、一般会計からの法定外の繰入金の減によるものでございます。内訳としまして、歳入不足、赤字補填のための繰入金が前年度はございましたが、今年度はなくなったことによりまして5,400万円余りの減額、それとは別に基金の積立のために一般会計から3,800万円余り繰り入れたことによりまして、こちらは増の要因となっております。トータルで1,300万円余りの減額となっております。

続いて132ページをお願いします。歳出について、概要をご説明いたします。歳出総額19億6,584万8,000円で、前年度に比べ326万9,000円(0.17%)の減額となりました。主な要因としまして、国民健康保険事業費納付金が4,655万円(9.26%)の減額、基金積立金が3,827万6,000円(皆増)の増額となったことによるものでございます。

下に対前年度の比較表を掲載しております。その中で増減の大きいものについてご説明いたします。1款の総務費及び6款の保健事業費の増額につきましては、職員手当、会計年度任用職員につきまして勤勉手当の支給が開始されたことによる増額となっております。3款国民健康保険事業費納付金、前年度比4,655万円余りの減、こちらにつきましては、納付金につきましては、県のほうで毎年、医療費の推移を見まして算定されるものでございまして、その見込みによる減額となっております。続きまして7款基金積立金、こちらは令和6年度に設置しました国民健康保険、財政調整基金のほうへの新規の積立により皆増となっております。

続きまして次の133ページ目をお開きください。こちらに保険税の徴収状況を掲載しております。表の下から2段目ご覧ください。現年度分の徴収率を記載しております。昨年度令和5年度につきまして94.56%でございましたが、令和6年度につきましては93.59%ということで0.97%の減少となっております。主な要因といたしましては、令和6年度から紙の保険証廃止されておりまして、マイナ保険証を基本とする体制に変わっております。それに伴いまして、紙で発行していた際には、1年以上の保険料の未納のある方に対して、期間を限定した短期保険証というのを発行してございましたが、そちらの発行ができなくなりました。それに伴いこの未納者の方への面談の機会が減少したことが一番の要因と考えております。

一番下の段でございます。滞納繰越分につきましては、徴収率、前年度22.62%、令和6年度が30.42%と、こちらは増加しております。以上で概要の説明を終わります。

○ 委員長 山川 竜 これから質疑を行います。質疑ありませんか。松本一也委員。

○ 委員 松本一也 お聞かせください。

決算書の381ページをお願いします。先ほど決算説明書で説明はしたと思いますけれども、もう一度確認したいんですが、8節のほうのその他一般会計繰入金、法定外の基準繰入が、先ほどの説明で465万4,000円余りということでありましたが、ここの細節のところの(1)(2)(3)とありますが、その基準外繰入というのは、ここの部分に表示されませんが、何か説明があるのでしょうか。お願いします。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

決算書の381ページのその他一般会計繰入金につきまして、こちらに計上されている経費が法定外繰入金になります。その内訳としまして3つの繰入金がございます。(1)の保健事業分、(2)国保減額調整分、(3)基金積立分、この3つの種類が法定外繰入金になっております。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 実質収支におきまして、歳入歳出額では5,400万円余りの黒字ということになっておりますが、実質はその基準外繰入額を差し引いた額ということでありましょか。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 お答えいたします。

実質収支のほうには、この法定外繰入金が入っております。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと5,400万円余りの黒字ではあるんですけども、実質的には法定外の繰入があつて、この黒字になっているということで理解してよろしいですか。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

議員おっしゃるとおりでございます。その実質収支、今決算説明書のほうの130ページをご覧いただけますでしょうか。白い冊子のほうの130ページになります。こちら下の表、過去5年間の推移を計上しておりますが、真ん中あたりに実質収支がございますが、実質収支につきましては、過去5年ずっと黒字になっております。その右の列になりますが単年度収支、こちらは前年度繰越金を引いた分になりまして、こちらが年度によって赤字の年があったり、黒字の年があったりしてございます。状況としては以上でございます。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑はありませんか。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 それでは一括質疑ということなので、5点程度一気に伺いたいと思います。

まず1点目、令和6年度の国民健康保険特別会計において、実質収支は黒字であったとの報告を受けておりますが、その主な要因を教えてください。

2点目、先ほど説明がありました基金への積立なんですけど、これまでになかった基金積立金で3,827万6,000円とあるが、その理由をお聞かせください。

3点目、今松本委員からもありましたとおり、法定外繰入金が令和5年度の決算では6,394万9,000円、令和6年度の決算においては4,654万1,000円となっております。法定外の繰入を入れないと、この国保会計が安定しないというのは分かっているつもりなんですけど、今後のこの保険税の特に収入や国庫支出金などの今後の見通しなどを踏まえて、財政的に持続可能な形にしていこうために、町として対策はとっているのかお伺いしたいと思います。

続いて、先ほど説明がありましたけど、収納率の推移が若干落ちているという説明がありました。その問題に対して、今後どのような対応を行うのかお聞かせください。

決算における医療費の動向を踏まえて、医療費の適正化に向けた保健事業、特定健診や保健指導などの実施状況と効果について、説明をお願いします。特に高齢者や生活習慣病リスクなどの、リスクの層に対する保健指導の実施率や町として、それを行ってきてどのような改善努力を行ったのかをお聞かせください。

最後に、これは法定外繰入の質疑とかぶると思いますが、今後本町においては、被保険者の減少が続いています。保険税の担い手が減少していく中で、保険料負担の公平性にも課題が生じることかと思っています。そうなったときに、この被保険者減少による影響を、今後どのような対策を考えているのか。これが県とも協議しているのか。そういったものについての説明をお願いします。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

6点の質疑があったかかと思っています。順次、お答えいたします。

1点目、実質収支の黒字の要因につきましては、昨年令和5年度からの繰越金7,655万2,000円があったことが、主な要因でございます。

続きまして2点目、基金の積立が新規で始まっているが、その理由ということでございますが、令和6年度に新たに国民健康保険特別会計の中に、財政調整基金というものを設置させていただいております。その理由としまして、決算説明書の132ページをお開きいただけますでしょうか。白い冊子の132ページでございます。歳出の過去5年間の推移、下の表のほうに記載しておりますが、この3款国民健康保険事業費納付金というものがございます。こちらは県の全体での医療費の推移に応じて、各市町村へ納付金のほうが、県が算定しておりますが、こちらがどうしても医療費の推計に基づいて算定されておりますので、年度間のばらつき、実績との差がどうしても発生しております。これに伴いまして本町でも黒字になる年があったり、赤字になる年があったりということで、ちょっとばらつきが出ております。そのため一般会計からの歳入不足への対処として、法定外繰入のほうをお願いしている状況ではございますが、そういった状況を改善するために、この国保の特会の中で年度間調整ができる基金のほうを設置して、一般会計からの赤字

補填に頼らずに、その基金を利用して年度間の調整をしたいと思い、今回基金を設置し、積立てを行っております。

基金につきましては余剰金です、繰越金の半分、一般会計と同じように半分以上で積み立てるということで、条例を制定しております、積立額については当局のほうと調整し、毎年決定しております。基金の金額につきましては、目安として1億円をめどに積立てたいと考えております。

続きまして3点目でございます。法定外の繰入につきましては、今後の対策です。解消するための対策でございますが今後、昨年12月の議会におきまして、保険税の改正の議案を提出させていただいて可決させていただいております。前回の改正の内容につきましては、保険税の種類、4種類で課税をしておりましたが、そのうち資産割という固定資産税に係るものについては廃止いたしまして、そちらを各個人に係る均等割りのほうに振り替えさせていただいております。一応、今回はこの税の振替でございます、保険税収入が上がるという改正ではございませんが、今後、県内で保険税の統一が進められておりますので、それに向けた対策として昨年度は税の改正を実施しております。この税の改正につきましては、5年間で行うこととしておりましたので、令和11年度に資産割が全てなくなって、均等割に割り振られるということになっております。その後につきましては、県全体での保険料水準の統一に向けた動きが加速することが考えられますので、それに合わせて本町でも、その保険料に合わせた改正、その後行っていきたいと思っております。そうすることで、税収の増につながり、一般会計からの繰入、法定外繰入を行わないで、運営ができていくものと考えております。

続きまして4点目でございます。収納率の推移、現年度分について減少しております、その対策ということでございますが、現在マイナ保険証への移行が進みまして、保険料を滞納、未納の方についても、マイナ保険証もしくは資格確認証を病院で提示することによって、未納があっても医療を受診できることになっております。そのため、本町としての対策としましては、近年未納者の方への差し押さえなどの滞納整理に関して、若干ちょっと手薄となっております、あまり実施をしておりませんでしたので、こちら滞納処分関係に力を入れていきたいと考えております。

続きまして5点目でございます。医療費の動向についてでございますが、委員おっしゃるように、被保険者数は減ってはおりますが、医療費は総額として横ばいが続いております。原因としまして、1人当たりの医療費が増えていることが原因でございますが、主にやはり国保の場合ですと前期高齢者です。65歳から74歳までの方の医療費がどうしてもウエイトとして大きくなっておりますので、その方々に向けての保健指導のほうを今、実施しているところでございます。主なものとして、やはり沖縄県と比べましても、本町におきましては、生活習慣病に起因して疾病、病気になっている方の割合がどうしても平均よりも高い傾向がありますので、国保の保険事業としまして、糖尿病の重症化予防であったり、そういう事業のほうを、国保の事業を使って実施しているところでございます。

あと、健診の実施率につきまして、令和5年度健診の実施率38.8%、その後に行う保健指導の実施率が46.6%でございました。令和6年度につきましては、まだ確定値ではございませんが、本町で健診の受診率39%、保健指導の実施率57.1%、現時点で昨年度よりは若干ではございますが、受診率は向上している状況でございます。ちなみに県内の平均でございますが、こちらは令和5年度の平均になります。健診の受診率で34.5%、保健指導率で61.9%となっております。

最後、6点目でございますが、国保に関しまして被保険者の数が減少しているということで、その対策ということでございますが、こちらは国全体も減少しております。要因としましては、団塊の世代の方々がちょうど後期高齢者に移った時期になっております。それとあと社会保険料の適用の範囲が拡大したことによって、国保の加入者の減少が進んでおります。特に国保につきましては、収入がない、もしくは年金だけの収入が少ない方がどうしても多くなっておりまして、この被保険者数の減に対する保険料の収入の減につきましては、国のほうから所得層が、所得が低い、もしくは所得が低い方々が多い地域について、交付金が交付されております。そちらの交付金などを利用することによって、医療費を賄っていくという流れになっております。以上で説明を終わります。

○ 委員長 山川 竜 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 説明ありがとうございました。

それでは少しだけお伺いしたいんですが、保険料の改定があったのが、すみません、自分の勉強不足で、私が多分いなかったんで、分からなかったんで質疑したんですが、税収が今後上がっていくだろうという今、見通しがあったんですが、それと同時に保険料も上がっていくという認識でよろしいんですか。町民がどの程度の負担になっていくのかというおおよその概算が分かれば、教えていただければ、概算でも構いません。

国保に特化した財政調整基金、年度間この黒字になったり、赤字になったりというそのむらをなくすために必要なことだと思うので、それはしっかりと基金に積み立てていければと思っておりますので、そこら辺をしっかりと今後、また議会としても見ていきたいと思っております。

収支の黒字になっていたのが、先ほど松本委員からもあったとおり結局、基準外の繰り入れで、一般会計からの繰入で黒字経営をしてきたというのは、周知の事実でありますので、それをしっかりと解消していただければと思っておりますので、それに向けてもう一度説明をお願いしたいのと、あともう1点だけ、収納率の件に関しては今、マイナ保険証や紙の保険証、そういった移行期で、なかなか収納率が追いついていないというのは大変だと思いますが、そこら辺をしっかりとやっていただければと思いますので、その対策を今後またしっかりといただければと思います。

医療費の部分に関しては、私もそんなに言えないんですが、生活病のリスクやそれをしっかりと町民に対して、何かしらの方法をしていただきながら、確かに本町でのその医療費の高騰というのは、近隣市町村に比べても私は高いのではないかと思います。もし分かれば近隣市町村、北部12市町村の我々の医療費の位置的なものを教えていただければと思っております。県平均の

保健指導の部分に関しては、できたら県平均まではいつていただきたいという、それに対してのまた新たな対策というか、今後どうしていきたいというような、課長からの説明、思いをもう一度お伺いしたいと思います。お願いします。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

1点目の保険税に関しまして、町民の負担がどれぐらい増えるかということでございますが、昨年度の12月議会だったかと思いますが、保険税改正の議案を提出させていただきまして、今年度から、令和7年度から保険税改正しております。改正の内容は、先ほど申したとおり、資産割というものを廃止して、均等割にその税の分を振替させていただいております。この中で、経過措置を設けておりまして、5年かけて資産割を段階的に引き下げて、均等割に振り替えるという内容で条例を改正しております。この改正に関しましては、資産割から均等割への税の振替によるものでございますので、この改正によって直接、町民の方の総額ではあります、負担額が増えるということはありません。ただし、この均等割というもので課税されている保険税につきましては、町民の方々が所得に応じて軽減の措置を受けることができます。軽減割合につきましては、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減という3種類の軽減がございまして、こちらの軽減を受けることができますので、町民の方に対して負担がそれほど増えることはないかと考えております。また、この軽減された保険税につきましては、その4分の3のほうは、県から交付金が交付されますので、保険税の収入としては増えはしませんが、県からの交付金が増えてくる。そのため国保の財政のバランスとしては収入が増えますので、プラスの影響が出るかと考えております。

続きまして、基金につきましては委員おっしゃるように、目標額の1億円に向けて着実に今後積み立てていきたいと考えております。

収納率の対策につきましては、今回沖縄県は、マイナ保険証、紙の保険証の発行禁止、一律12月2日から発行できなくなったということで統一ですので、全体的に徴収率については下がるのではないかと、町としては考えておりまして、まだ県下全体の徴収率は出ておりませんので、それを見ながらまた今後の対策を検討していきたいと思っております。

続いて、本町の医療費の県内でどのぐらいの水準にあるのかということでございますが、現在、本町の医療費、医療費を比較する場合は、基本的に1人当たりの医療費で比較をいたしまして、令和5年度は1人当たり41万1,889円となっております。令和6年度につきましては42万3,954円となっております。今ちょっと県内の平均は手元に資料がございませんが、本町は、県内でも高いほうでございまして、北部の中でも高いほうとなっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第2号について、お諮りします。

本案は、認定するものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。認定第2号は、認定すべきものと決定します。

日程第2. 認定第3号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑の前に、決算の概要について説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 白い冊子、決算説明書の170ページをご覧ください。令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算の概要についてご説明いたします。

170ページ、中段をご覧ください。令和6年度後期高齢者医療特別会計決算における歳入総額は1億7,999万7,000円である。また、歳出総額は1億7,900万3,000円となりました。歳入歳出差引額につきましては99万4,000円の黒字となりました。ページ下段に過去3年間の決算額の推移のほうを記載しております。

1枚おめくりいただいて、171ページをお願いします。下段の表にて、対前年度の比較表を掲載しております。増減が多い項目についてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、前年度比較、前年度比2,950万円余りの増額となっております。こちらにつきましては、後期高齢者の保険料につきましては、保険料の見直しが2年に1度行われております。令和6年度が見直しの時期にあたり、保険税、保険料と加算されている均等割加算、所得割の税ともに率、金額等が増加しておりますので、それに伴い保険料の金額が増加しております。続きまして、6款繰入金、前年度比1,130万円余りの増、こちらは県から交付される基盤安定交付金、一般会計を通して後期高齢者医療に繰入しておりますが、こちらの増934万7,000円の増によるものでございます。

続きまして、次の172ページをお願いします。こちら歳出について、対前年度比の比較表を掲載しております。主な増減につきましてご説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは歳入のほうでありますように、保険料の収入及び県からの交付金のほうを支出して、この款から支出しておりますので、税収の増と繰入金金の増に伴う増でございます。以上で説明を終わります。

○ **委員長 山川 竜** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第3号について、お諮りします。

本案は、認定するものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。認定第3号は、認定すべきものと決定します。

日程第3. 認定第5号 令和6年度本部町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑の前に決算の概要について説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** ピンクの冊子の本部町下水道事業会計決算書の16ページをお開き願います。下水道事業、ピンクの冊子の16ページでございます。読み上げて説明いたします。

令和6年度下水道事業報告書、(1)総括事項、本部町下水道事業は、令和6年度より公営企業会計に移行し、事業を行っております。

令和6年度の収益的収支は、下水道事業収益6億219万8,567円(消費税及び地方消費税1,568万4,950円)に対し、費用は5億1,452万8,854円(消費税及び地方消費税1,273万9,437円)となり、税抜き下水道事業収益5億8,651万3,617円、税抜きの下水道事業費用5億683万2,067円、純利益は7,968万1,550円の決算となっております。

令和6年度は各種計画の更新策定期間となっており、本部町公共下水道ストックマネジメント計画、本部町公共下水道事業計画、本部町雨水管理方針策定業務等を行っております。

次に資本的収支は、収入額2億1,677万7,000円(消費税及び地方消費税ゼロ円)、支出額3億1,931万9,155円(消費税及び地方消費税1,991万3,344円)で、収入額が支出額に不足する額1億254万2,155円は、消費税資本的収支調整額798万8,163円及び損益勘定留保資金9,455万3,992円で補填しました。

資本的収支では、令和5年度から繰越している浄化センター実施設計業務の完了、本浦崎幹線老朽管改築工事を行っております。

経営状況については、物価高騰の影響に加え、老朽施設の改修・修繕費用の支出が続く厳しい状況であり、一般会計からの繰入金に依存している状況となっております。

今後は、浄化センター改築工事等施設の更新投資が必要となることから、下水道サービスを将来にわたって安全で安定的に供給するために、計画的に経営改善に取り組む必要があります。以上、説明を終わります。

○ **委員長 山川 竜** これから質疑を行います。質疑ありませんか。島袋 恵委員。

○ **委員 島袋 恵** 下水道事業報告ということでもあります。純利益は7,900万円余りありましたということでもありました。しかしながら、下のほうでは補填をして、一般会計から繰入金に入れている状況ということでもありました。下水道事業というのは、町民のここに書いているとおり、安心・安全な取組をしていくということでも使命があると思います。その中で、下水道事業、純利益があるという中ではありますけれども、4つほど聞きたいと思います。

下水道事業の中で、実際に下水道管が腐食等により、漏れたりして、汚水臭が発生している。渡久地区の汚水臭が渡久地区である地域で汚水臭が発生していることが分かるのか、まず1つ。

2番目、その汚水管の破裂したことによるかどうか、原因は特定はできませんが、道路が陥没している状況のところも数か所あったりします。その原因は、下水道管の漏水から発生していることではないか、伺います。黒字であるなら、いち早くそういうようなことを直すべきではないかと思えます。多くの事柄が発生していて、それを修理、補修しないといけないわけではあります。4番目、予算が足りなければ一般会計から繰入金に依存している状況という報告もあることながら、そのようなことをしっかりと予算立てを、多方面へ働きかけるべきではないか。4点

伺います。

○ 委員長 山川 竜 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

1点目の渡久地地区内のマンホール管からの異臭の話でございますが、今現在、特定という全体的に過去の事例を見ますと、マンホールの隙間から臭いが漏れ出ているという箇所は数か所あるかということではありますが、今現在どこという特定には至っていない状況であります。情報がありましたら、即座に対応させていただきたいと思っております。

次に、道路の陥没等のお話でしたが、県外でも今年に入って大きな下水道管の原因する陥没がございました。全国的にもそういう事例がございます。私たちも道路の陥没が見受けられて通報が入った際、または自ら道路を、町内を周りながら気づいた際には、下水道管の原因かどうかというのを確かめた上で、その都度調査をさせていただいております。何よりも早めの町民の方々の情報提供が頼りになるところもありますので、その辺は情報提供があった場合には、即座に対応していきたいと思っております。

次に、予算が黒字という形で計上されておまして、そうであれば早めの対応ということではありますが、今のような話ですと、まず安心・安全の件からいきますと、予算が黒字であろうが、赤字であろうが、やるべきことの部類には入ってくると思います。今年的前提に、今後も早めの対応は地域の声や、私らが気づいたものを含めて対応できる予算だてを、一般会計側とも調整、説明をして、お願いをしていきたいと思っております。7,700万円程度の今回黒字が出ておりますが、その内訳は、実は総括にも書いてあるように、今回3条予算と呼ばれるものなんですけれども、収益的予算の中に委託費が含まれます。これは計画等に係る委託費です。これは4条予算といって投資に係る、建築に係る予算と区別する、4条に区別できれば黒字、赤字には影響してこないんですけれども、この計画のものが今年重なっているものですから、そのうちの一部を6年から7年に繰越しました。その内訳で約3,200万円程度は、黒字化の原因となっております、その予算的には実質はそれを差し引いた額というのが、本来の黒字になるという状況も背景にはございますので、全てを網羅しつつではありますが、今言われた地域、地域の問題に関しては、予算立て各所等をお願いしながら、速やかに対応できるようにしていきたいと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 予算が足りなくなると、ほかのところへ予算獲得へという形ではありますが今後、新聞報道に一部出ていたり、老朽化、修繕対策に補助金等がついてくるような兆しがございます。その説明会等とかにも、敏感にアンテナを張りながら、予算の獲得に向けて国、県等をお願いしながら調整していきたいと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 渡久地地区の汚水異臭の件については、マンホールからか、特定できていないということでしたが、恐らく字区長あたりから数年前から報告があるのか。住民から

報告があるのかということをおもは思っております。以前に、私も本部町の水道事業の指定店をしていて、そのようなことを水道課へお伝えした経緯もあります。そして何が言いたいかといいますが、そこに住んでみてもらったほうがいいと思います。その汚臭、異臭が出ているところに住んでみてもらったほうがいいかと思ひます。毎日、臭くて寝れないわけですから、ですのでこのような特定をしていないということではなくて、その周辺に実際に住んでみたら、その住民からの苦情と申ひますか。そのようなことが身に感じて、自分のことだと思ひて感じるはずですから。そこら辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思ひております。私もその工事をしながら、汚水管の破裂や穴が開いているということをお写真でたくさん撮って目にしています。しっかりとそのようなことも提出をして、そういう状況ですということも伝えております。その都度直してはおりますけれども、そのような場所が町内には多くあります。やはり町民の側に立って、住んでいる人の町民の思ひに立って、寄り沿って行くべきではないかと思ひます。汚水臭については、そのようなことですが、道路が陥没していることについても、補修をしたところ、穴を開けてユンボを入れて掘ったところ、軽トラ1台が落ちるのではないかというような思ひぐらひの穴も、実質ありました。そのようなことが本土で起こっているということではなくて、我々この本部町でももう発生してもおかしくない状況であるというのを、しっかりと理解していただきたいと思ひます。それがあって万が一、その穴に車が落ちました、人が落ちましたということであれば、先ほどここに書いてありますけれども、安心・安全な取組ということにはならないのかと思ひます。少し言葉も熱くなっておりますけれども、そのようなことを町民、住民から出てきた場合には、書類上その行政の仕事上、黒字ということであり申ひますけれども、一般財源から繰入しているということでもありますけれども、昨日の報告の中では不足ではあり申ひませんと、国が指摘するような数値までいって申ひませんと、健全ですという回答がありましたけれども、そのような事柄を全て解決をして、健全だという結果に至ってほしいと思ひます。ですので、そのような大きなことにならない前に、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。以上です。

○ 委員長 山川 竜 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 おっしゃるようには、ことが起きてからでは遅いともちろん思っております。道路陥没と危険な人命に関わるようなことがないように、道路管理者である建設課のほうとも、協働しながら今後取り組んでいきたいと思ひております。なおかつ住民の方々が情報を提供いただけたときに関しましては、現場を速やかに調査しまして、対策の対応を取れるよう善処してきたいと思ひております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 ありがとうございます。

最初の答弁の中で、どんなことがあってもやらないといけない、速やかに行うという答弁もありましたので、ぜひ、それを予算がないからということではなくて、いろんな方面へ、国や県、予算立てをお願いをしに行って、住民や町民を困らすようなことがないように、それがまちづくりであると思ひますので、そこら辺はお願いしたいと思ひます。どんなことがあってもやらない

といけない、速やかに行うと言っておりましたが、しっかりと行うかどうか、お聞きいたします。

○ 委員長 山川 竜 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 日常的に危険なものと、もちろん認識されるものに関しましては、責任を持ってこちらのほうで対応いたします。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。松本一也委員。

○ 委員 松本一也 一括審議ということでありますので、時間とっておりますが、4点ほどお願いします。

決算書の19ページのところの表の中の排水区域内人口が8,161人、そして戸数が2,981戸と書いてありますが、この戸数というのは、家庭用の1件、1件のことでしょうか。それと大規模施設、例えば海洋博公園内、大規模であるんですが、それも1戸とされるのでしょうか。それが1点。

それと排水区域内の下水道への未設置、未接続数及び接続率は幾らなのか聞かせてください。

それと3点目、予算書ではなくて、決算意見書の中の5ページ、固定長期適合率100%以下が望ましいと書いてあります。61%ということでありますが、詳細は別表と書いてありましたので、別表のほうに10ページにあるはずなんですが、10ページの固定資産長期適合率が260.1となっております。これが低ければいいのか、良好なのかどうかという数字が分からないので、これ確認させてください。

それと同じページの流動比率と営業収支比率、望ましいとされる数値に劣っていますが、何らかの改善が必要なのかどうか。この4点をお伺いします。

○ 委員長 山川 竜 休憩します。 休憩（午前11時11分）

再開します。 再開（午前11時20分）

上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

19ページの排水区域内人口に関してでございます。この数値には、施設、例えば営業所、ホテル等の施設は含まれなく、住基とつながった世帯数は答弁されております。

次に、接続率等の説明をいたします。区域内の接続率、水洗化率と呼ばれておりますが、現在人口でいうと86.31%で、そのうち未接続の方、接続が可能な方の人数を入れますと、人口でいいますと1,112名となっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 まず大規模施設などは、そこにカウントされていないということでありまして、下の用途の区分のほうで、営業用というのがあると思っておりますけれども、そこが処理された数量ということになると思いますが、やはり家庭用と比べても営業のほうで処理されている量が多いということなのかと見ておりますが、何が言いたいかと申しますと、大規模の施設の下水道処理の町が行っているわけです。先ほど数字で処理能力を見てみますと、そのほうが大きいのかと思っております。ほとんどが観光施設と呼ばれるところだと思われまして、観光に類した施設だと思っておりますが今回、後ほど議会の最終日に宿泊税などが上程されるということを知っております。

ます。目的税でありますので、観光に特化した費用となるのかとは考えているんですが、この観光の方々が、観光客など、全体の数からすると、相当な数だと思われます。年間多いときで350万人が本町に来町しているということがありましたけれども、今年になってその数字を超えるような勢いで、観光客も増えております。その処理につきましても、我々の本部町の下水道で処理されているわけです。今回130億円余りの施設を新たに改築するということでもあります。向こう50年間で償還するということであると、1年間で2億6,000万円、利息も合わせたら約3億円ぐらいになるのかと思います。これを返していかないといけないということもあります。それは下水道の料金で賄えるものではないと思います。町がこれも負担をしているはずで、それとあわせて1年間の管理費、この下水道の管理費、それも相当な管理費であります。ですので、今回上程される宿泊税につきましては、観光の面も大きいものですから、そういった事業にも適応できるのかどうか。適応してほしいと、個人的には思っております。適応できるのかどうか、改めて伺います。それ1点と。

2点目の接続率が86.3%ということでもあります。残りまだ未接続、接続されていないということですが、その接続されていない方々の生活用水、生活水というのは、末端はどこに行っているのか、考えられるのか伺います。

○ 委員長 山川 竜 休憩します。 休憩（午前11時25分）

再開します。 再開（午前11時26分）

上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

未接続の方々の排水の行先でございますが、私たちが考えるに、下水が整備される前の、既にお家が建っております、そこに浄化槽が入っていた箇所に関しましては、浄化槽の機能が発揮できていますので、直ちにつないでいくことができない方々が多かろうと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 それを確認したのは、浄化槽が整備される前の建物は、未接続の少ないということですが、中には浄化槽もない、垂れ流しの家庭もあるのかと。そのまま川に流れる、そして海に流れるという形のところもあるように思えます。ですので、できるだけこの接続する、未接続。浄化槽はそれで処理できますので、それはそれでいいと思いますが、全く処理されていない汚水処理されていない家庭のものも見受けられると思われ。できるだけ接続の向上を図っていただきたいと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第5号について、お諮りします。

本案は、認定するものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。認定第5号は、認定すべきものと決定します。

日程第4. 認定第4号 令和6年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑の前に決算の概要について説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 説明の前に、字句の訂正をお願いしたいと思います。

16ページ、白冊子の決算書となっております。総括事項、本文上段から2行目「収益的収支」となっている「支」を「入」に変えていただきまして、「収益的収入」に訂正をお願いいたします。おわびして訂正いたします。説明いたします。

令和6年度水道事業報告書(1)総括事項。令和6年度水道事業の決算状況は、下記のとおりとなっております。収益的収入は5億4,967万621円(消費税及び地方消費税4,415万6,347円)に対し、費用は4億5,580万7,917円(消費税及び地方消費税2,403万7,928円)となり、税抜きの収入が5億551万4,375円、税抜きの支出が4億2,998万6,843円となり、純利益は7,552万7,532円の決算となっております。

令和6年度は、瀬底水納島間海底送水管の漏水修繕をはじめ、その他の漏水修繕やポンプ修繕等施設老朽化に伴う修繕費の増加に加え、電気料金の高騰に伴い動力費が増加しました。しかし、例年に比べ年間を通じての降雨量が多いことから自己水源を活用することができ、県企業局からの購入受水量を抑えることができたこと、また、営業用水の需要増加に伴う給水収益の増加により、令和5年度に比べると純利益が165万5,964円増となっております。

次に資本的収支は、収入額2億2,761万7,000円(消費税及び地方消費税0円)、支出額3億4,591万1,365円(消費税及び地方消費税2,381万8,535円)で、収入額が支出額に不足する額1億1,829万4,365円は、現年度損益勘定留保資金で5,337万7,705円及び過年度損益勘定留保資金6,491万6,660円で補填しました。

資本的収支の主な事業としては、前年度から引き続き、新浄水場建設事業及び北部連携促進特別振興対策特定開発事業による新たな道路整備に伴う配水管の布設工事を行っております。

また、令和6年度の有収率は83.6%となっており、配水区分ごとの有収率管理等の導入により効率的な漏水調査の実施等から昨年度より0.8ポイント改善いたしました。今後とも定期的な量水器の取替えや漏水調査を積極的に行い有収率の向上に努めてまいります。

経営状況については、物価高騰の影響に加え、老朽施設の改修・修繕費用の支出増加が続く厳しい状況ではありますが、経費削減等の徹底を今後も取り組んでまいります。以上、説明を終わります。

○ **委員長 山川 竜** これから質疑を行います。質疑ありませんか。島袋 恵委員。

○ **委員 島袋 恵** 水道事業報告について、ここも純利益が出たという報告を受けています。しかしながら、その留保金に6,490万円余りを補填をしましたということでもあります。その下には、施設の改修修繕費、経費削減等を徹底して、今後も施設改修など取り組んでいきますという報告書になっているかと思います。その中で水道についてもお伺いいたします。4つほどお伺い

いたします。

先ほどと同じように、海洋博当時から下水道や水道事業を行い、町のインフラ整備が完成していると認識しております。その中でやはり50年余りも経つような施設、設備がまだ町内に多くあるのかと思っております。本部町というのは東、渡久地、谷茶、大浜と大きく人口が密集するところについては、川や海を埋め立ててその上に町が成り立っているという現状があります。ということでありますと、その水道管や下水管が埋まっているところは潮の満ち引きにより、潮に海水に浸かるということであります。現にそのようなことも見受けられます。そのようなことも見しております。ですので先ほどと同じように上水管についても、配管が鉄の管がまだ多く残っており、さびが蛇口から出てくる。赤い水が蛇口から出てくる。もちろんそこに行くまでは施設のほうで滅菌、消毒をしたり、塩素で人間の体にそのばい菌が行かないようにとか、そういうようなことをして、そして検査を毎日のように飲み水を検査をして、各家庭に水が送られているかと思えます。しかしその送られる中の過程の中で、そのさびた水を通していく。さびた配管を通していくということであれば、酸化物を人は住民はその水を使っている、または飲んでいるということになるかと思えます。酸化物というのは、人の体に悪影響を与えるというものは、皆さんご承知のとおりだと思います。その酸化物をずっと飲み続けるということになれば、先ほどから健康保険とか、いろんなことをお話をされておりましたが、そのような悪影響が病因であるとか、健康であるとかに関わる話であるのかと思っております。その中で、さびが蛇口から出てくる。赤い水が蛇口から出てくるその中で、まず1つ。その現状を上下水道課は、役場は把握していたのか、いるのか。

2つ目、そのさびた配管を通ってくる水を飲み、人体へ酸化物となったものが体へ入った場合、悪影響がないのか。そのようなことを早急になおすべきではないのか。そして先ほどからありますけれども、このようなことをたくさん直せば、予算が足りないということでありますけれども、予算が足りなければいろんな国や県、各省庁へ行っているような交渉をすべきではないのか。この4点をお伺いします。

○ 委員長 山川 竜 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 さびの水が蛇口から出てくるという、把握をしているかという説明をいたします。

上下水道課といたしましては、通常の使用時における場合においては、蛇口からさびが出るようなことはないという認識でございます。ただし、老朽管が多ございましてその修繕、またはその他、衝撃が加わった場合、衝撃によって赤さびが流れ出たりで、または断水をしていた地域にバルブを開けて流し出すときに一挙に圧がかかって、さびが流れたりという蛇口から赤い水が出てくる。いわゆる上水で言う赤水と呼ばれるものであります。これが発生するのは承知しております。

次に、人体への影響ということでございますが、前段で申し上げたとおり、通常は赤さびは流れていないという形で把握している状況ではございますが、何らかの私たちが修繕、その他断水

をさせないといけない状況に陥る場合には、前もってお知らせを入れて、断水が回復した後は、しばらく赤水、または白水が出ます。しばらく流してからお使いくださいという形で、ご案内をさせていただいているところでございます。

次に3点目の、このような多くの老朽管に対して、早急に対応するべきではないですかという形の質疑でございますが、本部町の管路延長、合計が235.98キロ、これは導水管、送水管、配水管、全て含むわけですが、うち老朽管が47%あるという試算、計算になっております。これ各市町村、この数字を出して、沖縄県、国と調整をしていく中で、老朽管対策費に関して計画を出して、順次、優先順位をつけながら、これは本部町だけの話ではなくて、全国に高度経済成長のときにつくられた、多くの上下水道ストックが残っておりますので、国としては平準化をして、優先順位をつけながらやっていきたいと思いますというような方針でありますので、それに乗っかりながら、私たちも行っていきたいと思っております。

4点目に、それを行うためには多大な費用がかかるという形でありまして、各省庁へお願いを要する必要があるのではないのでしょうかということですが、これは国、県のほうにお願いをしていきたいと思っております。ただ、国、県にお願いする前に、市町村としてやるべきことがございまして、上水、下水ともそうなんです、下水のほうの事例で少し説明させていただきますと、下水道が公営企業会計に移行いたしました。この背景には、日本全国多くのストックされている老朽施設を改修しないといけないということが発端になっていると聞いております。そのために、単年度会計から公営企業会計に移して費用の見方を統一して、全国的に一定の物差しを当てるといふ説明をする講師の方もおりました。それによって私たち、今回国が示す最終年度間際に、公営企業会計に移っております。公営企業会計に移った後には、定期的に料金改定等に係る経営戦略を見直してくださいと。受益者の負担が適正ですかということも求められております。そういうことをクリアしていかないと、補助金の交付が受けられないような条件のひもづけもされている施設になっておりますので、国にお願いするとともに、そういう取組も始めていかないといいないと思っております。それをしつつ各省庁に状況を報告をして、お願いするなり、いろいろご協力を求めていけたらと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 上下水道課長から説明がありました。そのさびは出てきていないだろうと、工事があつたり、何かショックがあつたり、バルブを操作したときに出るということでありました。確かにそのときは大量に出ます。真っ赤になる水が出てきます。しかし、聞いたところによると住宅は新築で、タンクもつけていない、配管も塩ビ管である。なのになぜ赤さびの小さな粒で出てくるのということをよく聞きます。出てくる要素は、新築である、タンクもついていない、その要素はそこには発生しないのに、なぜその赤い粒が出てくる。それは分かっているかと思えますけれども、先ほど言っていましたように、老朽施設がその配管の47%が老朽施設であるということであれば、47%のその水を使っている住宅では、そのようなことが起こっているということになるかと思えます。ですので町民の47%といえますと、5,000名余りの方々が、そのような

さびた配管を通ってくる水を使っている、または飲んでいるということになるのではないかと思います。ですのを見た目で赤くなる、たくさん出てくるということではなくて、そのさびた配管に浸っている水、その酸化物、酸化したようなものを透明ではあるけれども、その中にひそかに潜んでいる酸化物を私たちは飲んでいるということになるのではないかと思います。人間の生きていく中で、一番重要なことは水だということは、皆さんご承知だと思っております。その一番大切な水の扱いを、今後どのようにしていくかということをしかりと考えないと、健康被害にも遭う、そしてその地域から住民がいなくなる要素にもなる。下水道区域も、あそこは区域じゃないから通さないとか、水道もそのような問題がある水道水を飲んでいる。そのような町全体のいろんな要素を一つ一つクリアしていかないと、町民住民はこの町に本当に住んでいくのか。本当にその町を好きになって愛して、そこに住み続けていくのかということの、一つの要因であるかと思っております。一つの要因というよりも人間が生きていく中で、一番重要な水、その大切な水のことですので、そこら辺はしかりと考えて予算立てをしていってほしいと思っております。その予算立ての中で、国や県のその広域とか、壁が高い、ハードルが高い、そのようなことを優先的に持ってやっていくというような答弁でありました。優先的にやったところの皆さんは、それは当たり前がいい水を使用するかもしれない。しかしながらずっと優先的といいますと、遠いところの人たちは、そのような同じ税金を払っているにもかかわらず、その優先順位を待つ数年間、数十年の間、酸化した水を飲む、使うことになるかという思いです。そのようなこともしかりと把握をしていってほしいと思っております。そのようなことをこなして、財政調整基金などを、よその新しい事業に展開しているという最近の予算立ても、この町財政運営の中でありすけれども、新しいことに予算をこの大切な財政調整基金を投入することよりも、まず町民全員が使うその水を大切に思うことが優先ではないかと思っております。その財政調整基金を使って、新しいような事柄、いろんなことに取り組む前にしかりと、これまで過去、本部町の成り立ちの中で、課題と思われること、課題となっていることにしかりと充当して、そこから発展をしていくということが望ましいのではないかと思います。その中で各省庁にということもありましたが、少し聞きたいところでもあります。

周辺近隣市町村では、再編交付金なり、交付金なり、いろんな予算立てをしているかと思いますが、本部町については八重岳には、そのような施設もあつたりします。そこら辺にお願いをしたりして、予算がないから水道の水はいいようにならないということではなくて、そのようなところにもお願いをして、町が取り組むべきこと、国が取り組むべきこと。それをお互いの要望もしてもいいのではないかと思います。町長、いかがですか。答弁を求めます。

○ 委員長 山川 竜 町長。

○ 町長 平良武康 町には、議員からありますように、水道も下水道も教育も子育ても様々な課題がありますので、限られた予算と財源の中でバランスよく対応していくのが務めだと思っております。先ほどからありますように、何かしらのその地域に住むことが困難なほどの不都合な部

分については、当然のことですけれども、それを察知したときには、行政の財政出動の中で対応するという当たり前の話ですので、その辺の優先順位をつけながら、しっかりと対応していきたいと思っております。ただご理解いただきたいのは、10年前と今の予算の規模も相当量、予算も増えております。議員もご承知だと思っておりますけれども、年々予算規模を増やししながら、しっかりと対応していくべきものは対応していくというようなことをございます。各省庁への要望、要請といったようなこともございましたけれども、それについても逐次、各事業のメニューに基づいて、県へも国へも要請などの要望もしているところでございます。何分、要望すれば何でも通るという話ではないので、既存の国庫補助事業、県の補助事業、事業の中でエントリーしていくという行政の仕組みについてもしっかりと理解していただいて、やればいいのかと思っております。いずれにせよ予算の枠組みについては、現状の中で対応しながらまた長期的な計画立った対応もございますので、そのような形で優先順位、緊急度というものを、常に緊急度を考えながら対応しているところでありまして、今後もしっかり地域住民生活の安定確保のために邁進していきたいと考えております。以上。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 町長の答弁にもありましたように、やはり優先順位をつけて取り組んでいくと。長い間かけていかなければいけない。その予算も最近は増えているということでありました。しかしながら、その増えているのは社会情勢の中の自然増の中であるかと思えます。その自然増ではなくて、さらになおさら必要な予算であるかと思えます。このような事柄が多くある中、自然増の予算増だけではなくて、必要なことをしっかりと対処できる予算増を目指してほしいと思っております。情勢の変化ではなくて、町の変化、行政の変化、議会の変化、町民の変化による新しい自然増、新しい予算増を目指してほしいと思っております。教育や医療、福祉、いろいろな方面での予算確保は確かに重要だということは認識しております。

先ほどから言いますように、水というのは町民全員が飲む、使う、そして生命に関わるようなことでありますので、そこも重要視をしていただきたいと思います。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第4号について、お諮りします。

本案は、認定するものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。認定第4号は、認定すべきものと決定します。

休憩します。

休 憩 (午前11時56分)

再開します。

再 開 (午後1時29分)

日程第5. 認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑の前に決算の概要について説明を求めます。

○ 委員長 山川 竜 会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 大城 睦 認定第1号を説明いたします。

冒頭使用しました総括説明のほうで使用しました白い冊子のほうです。令和6年度歳入歳出決算説明書をご準備ください。白い冊子の決算説明書の2ページをお開きください。決算収支の状況については総括で説明いたしましたので割愛します。

中段の説明文をご覧ください。令和6年度における決算状況は、実質収支が5億6,347万5,000円の黒字、単年度収支は4億8,634万5,000円の黒字、実質単年度収支は2億1,707万9,000円の黒字となった。主な要因としては、実質収支の黒字は、地方税、地方特例交付金、国庫支出金、寄附金及び諸収入の増並びに普通建設事業費、公債費、積立金及び繰出金の減などによるものである。歳入においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や普通建設事業費に係る国庫補助の増により国庫支出金の増加となった。また、固定資産税や法人税割等の地方税の増、ふるさと納税等の寄附金の増、定額減税の減収補填による地方特例交付金の増等で、前年度より1億2,039万5,000円の増加となった。歳出においては、給食センター改築事業（補助事業）の完了等により、普通建設事業費が減少した。また、令和5年度繰上償還の完了等により公債費の減、公共下水道特別会計が法非適から法適になったこと等により繰出金の減、財政調整基金積立金の減等により積立金の減等で、執行額が前年度より4億389万8,000円の減少となった。

次年度以降の歳入については、地方税が年々増加傾向にあるが、その分、地方交付税が減少する状況が見込まれ、また、定額減税分の地方特例交付金の減少も見込まれる。歳出については、人件費が給料のベースアップにより大幅な増が見込まれる。また、扶助費についても障害福祉サービスの費用の増が見込まれる。このようなことから、引き続き行政経費の圧縮に努め、財源の確保を行っていく必要がある。

次に3ページをお開きください。歳入の状況です。前年度と比較して歳入総額は7,259万6,000円増の105億2,880万5,000円となった。うち自主財源は、前年度から2億2,215万6,000円減の29億8,112万9,000円となった。要因としては、繰入金で2億9,660万5,000円の減、繰越金で2億806万円の減等のためである。また依存財源については、2億9,475万2,000円増の75億4,767万6,000円となった。その要因は、地方消費税交付金で2,901万1,000円の増、地方特例交付金で4,308万8,000円の増、国庫支出金で6億2,880万5,000円の増、県支出金で2,395万5,000円増等のためである。

次に5ページをお開きください。歳出の状況です。前年度と比較すると歳出総額は4億5,169万8,000円の減となった。うち義務的経費は1億7,973万3,000円の減となった。その要因として令和5年度に実施した繰上償還の完了に伴う元金の減等による公債費5億1,393万1,000円の減があったことによる。

投資的経費では、2億1,793万円の減となった。その要因として、給食センター改築事業7億1,408万7,000円の減、農業基盤整備促進事業（具志堅地区）8,123万3,000円の減があったことによる。

その他の経費は、5,403万5,000円の減となった。その要因としては、財政調整基金積立金1億4,299万円の減などによる積立金1億2,611万7,000円の減、公共下水道特別会計が法非適から法適になったための1億7,960万8,000円減等による繰出金1億7,697万6,000円の減があったことによる。以上で説明を終わります。

○ 委員長 山川 竜 これより質疑を行います。一般会計につきましては、歳入は款ごと、歳出は項ごとに進めていきます。

まず歳入1款、10ページから15ページ、町税の質疑を行います。質疑ありませんか。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 それでは質疑いたします。

1款に関しまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、鉱山税がほぼ前年度より上がっているというか、収入が上がっておりますが、その要因をお伺いしたいのと。町たばこ税のみ前年度より減になってはいますが、その要因をお伺いします。

○ 委員長 山川 竜 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

町民税、住民税につきましては、昨年は定額減税がございましたが、その影響、減税の措置がとられていたこともあるんですが、全体的に個人の所得が上がったものとみています。固定資産税の増額については、令和6年中に床面積の500平方メートル以上の、県が評価する分が確定したことと。大型商業施設の県の評価が確定したことと。令和6年度は、土地の評価見直しの年であったために、全体的に土地の評価が上がっているものと見ています。

入湯税は、昨年は令和5年度については、天候不良等もございましたので、若干下がっていたのかと思っております。令和6年度は観光需要が好調に推移しているものと考えています。

鉱山税については、採掘量は減っているんですが、調定額が上がっている要因としては、その採掘鉱物の200万円以下で税率が変わるんですが、その税率の低いところの採掘量が増となった要因かと思っております。

たばこ税については、紙巻きたばこ自体の消費のほうが増減傾向にあるものだと考えています。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。松本一也委員。

○ 委員 松本一也 町税の全項目、町民税、法人税、固定資産税のほうなんですけれども、決算監査の意見書にもありましたが、収納率については、お褒めの書き出しがありました。その近年の収納率の向上の要因は何であるのか、お聞かせください。その分で収納、税金が多く入ってくるということもあるとは思いますが、それをお聞かせください。

それと入湯税についてなんですけど、歳出のほうで質疑がやりづらいので、ここのほうで確認はしておきたいと思っておりますけれども、目的税となっているはずなんですけど、その入湯税の要は出先です。ひもの先はどちらで歳出されているのか伺います。以上です。

○ 委員長 山川 竜 住民課長。

○ **住民課長 大城尚子** 全体的な収納率の増については、令和5年度については、納税相談員のほうが1名減となっております。令和6年度は4名、マンパワーが揃ってきめ細やかな対応ができていますのかと思います。減免に重視、重きを置いて、新たな滞納を増やさないということを目指して、滞納処分等も適正に行いながら対応しているのが増の要因だと考えています。

○ **委員長 山川 竜** 住民生活統括監。

○ **住民生活統括監 仲宗根 章** ご説明いたします。

入湯税の使途でございますが、使途については公表するように義務付けられておまして、令和7年度の当初予算の際の一般会計の予算概要というのがございまして、その中で入湯税の当初予算で1,000万円余りの収入を見込んでいますと。その使途につきましては、観光の振興ということで、7款の観光振興費の2億6,500万円の観光振興費の予算措置をしておまして、その2億6,500万円の中に1,000万円の入湯税を充てますということで、予算措置をしております。以上でございます。

○ **委員長 山川 竜** 松本一也委員。

○ **委員 松本一也** 1番目の収納率の向上についてはということなんですけれども、納税相談員の活動と職員の滞納処分ということの、これは仕事でありますので、当たり前のことではあると思いますが、相談員も滞納処分される職員も大変な思いをしながら業務に当たっていると思います。例えば、苦情を言われながら、泣き落としされながら、脅されながら、こういう中で滞納業務をこなしていると思います。監査委員からのお褒めの言葉もありましたので、できましたら町長はじめ、上司の皆さん方もその活躍に、頑張りに何らかねぎらいの言葉でもかけていただければと思っております。大変、今後も向上率を目指して頑張りたいと思います。ただ沖縄県全体としましては、まだ中間の位置にあると思いますので、またさらなる向上を目指して頑張りたいと思います。

2番目の入湯税の使途なんですけれども、収入の全額を観光のほうに使用されているということですので、分かりました。それはそれでよろしいです。以上です。

○ **委員長 山川 竜** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは次のページに進みます。次に、歳入2款、14ページから17ページ、地方譲与税を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次のページに行きます。次に歳入第3款、16ページから17ページ。利子割交付金。喜納政樹委員。

○ **委員 喜納政樹** この3款の利子割交付金が前年度より45%ほど増えているんですが、その要因を教えてください。

○ **委員長 山川 竜** 住民課長。

○ **住民課長 大城尚子** ご説明します。

利子割交付金は、個人県民税の利子割の収入額に応じて、市町村に配分されるものなのですが、その利子の分が増加したものだと思っています。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは、第3款から第7款までは、16ページから17ページでしたので、そのまま次に進んでもよろしいですか。

じゃあすみません。款ごとに進みます。次に歳入4款配当割交付金。16ページから17ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。次に歳入5款株式等譲渡所得割交付金、16ページから17ページ。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 この部分も前年度より増えていますので、その説明をお願いします。

○ 委員長 山川 竜 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 株式等譲渡所得割の税収が増加したことにより、交付金も増額となっております。

○ 委員長 山川 竜 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 もう少し詳しく説明してもらえませんか。すみません、ちょっと分からないので。

○ 委員長 山川 竜 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 個人県民税の株式等譲渡所得割の収入額に応じて、交付金が決定するんですが、その市町村の収入額に応じた100分の99に乗じた5分の3の金額が、市町村の個人県民税の額で案分し交付されております。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進んでよろしいでしょうか。歳入第6款法人事業税交付金。16ページから17ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入7款地方消費税交付金。16ページから17ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入8款ゴルフ場利用税交付金。16ページから19ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入9款環境性能割交付金。18ページから19ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入10款施設等所在市町村調整交付金。18ページから19ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入11款地方特例交付金。18ページから21ページ。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 この部分も大分、前年度より増えているのでその要因だけ教えてもらいたいです。

○ 委員長 山川 竜 総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 説明いたします。

地方特例交付金、減収補てん特例交付金となっております。昨年度、個人住民税における住宅借入金等の優遇措置、特別控除等があったものに対する国から補填する内容となっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 すみません、訂正いたします。

定額給付金等に対する補填するものとなっております。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。歳入12款地方交付税。20ページから21ページ。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 地方交付税ということで、29億2,000万円余り、構成比が27.74となっている中で、この地方交付税がどのように、少し教えてください。町に財源としてくるのか。そして比較増減5年と併せて0.46ポイント上がっている。それを教えてください。

○ 委員長 山川 竜 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 ご説明いたします。

地方交付税、普通交付税と特別交付税がございますけれども、財源、使途に縛りがございますので、自由に使えるひもつきではない国からの交付税となっております。使途につきましては、町のほうで任せると。自由に使える項目となっておりますので、多方面な財源に充てているということがございます。増減ですけれども、交付税は税収が上がれば交付税は減らされるという仕組みになっておりまして、先ほど住民課長からありましたけれども、本町の町税は伸びております。その場合は、交付税はそれに伴って前年よりも減るという仕組み、そのような仕組みでございますけれども、今回、全職員の人事院勧告による給与アップ、会計年度任用職員を含めて給与アップがございまして、その分で1.5億円ほどの財政需要、要は持ち出しが増えておりますので、その分行政経費もかかっていますので、交付税も、税も上がっていますけれども、交付税も財政需要が多くなっている分、人件費の分でまたプラスになっているということがございます。以上です。

○ 委員長 山川 竜 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 説明いたします。

決算説明書の白い冊子のほうにもございますけれども、普通交付税は年5回、特別交付税は年2回入ってきますけれども、算定の方法としましては、本部町で全体でどれぐらいの経費がかかるかというものを、決められたルールの下で計算します。それで自分たちで賄える税金等をメインとした収入がどれぐらいあるか。その差額が交付税で措置されまして、我々本部町は約35%が自主財源で賄えますけれども、あとの65%というのは、何らかの国庫補助、あるいは県補助、交付税から収入を得ていますので、使うものから入ってくる分を引いた差額分が交付税措置で、国

からされるというシステムでございます。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 自由に使える財源だということでありました。その中で今、国勢調査等が今年から始まっているかと思いますが、その交付税というのは、国勢調査と関わりがあるのかどうか教えてください。

○ 委員長 山川 竜 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 ご説明いたします。

国勢調査は5年に1回、国が行う最も重要かつそして大規模な調査といわれておりまして、今その調査に全庁挙げて取り組んでいるところでございまして、国勢調査と交付税の関係は、国勢調査の最終人口でもって交付税の人口割合というのが決められます。なので住基上の人口は毎年変わりますけれども、交付税の人口は、5年に1回しか調査はございませんので、この国勢調査、人口というのは、直接交付税の算定に響いてくるとひもづけられております。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 国勢調査とここが関わりが重要だというご説明であったかと思えます。その中で、その国勢調査5年に1度かという理解をしておりますが、その中で一つ目、住民票の登録がない場合でも算定されるのか。そして国勢調査のその日の二、三日後に引っ越しするということでも算定されるのか。そしてまたそれ一旦、算定されると、算定された数字が何年続くのか教えてください。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

国勢調査につきましては、住民票とは全く別の実態調査になっております。実際に、家庭訪問して、そこに住んでいる方を確認して、住民票はあくまで住民基本台帳の住民票の移動を出していないと。そのまま残ってしまうんですが、国勢調査は実態調査となっております。

あと、二、三日に引っ越しということなんですけれども、基本的に基準日が決まっております、今回の国勢調査につきましては、令和7年10月1日現在に住んでいる場所にいる方ということになっております。

あと国勢調査は5年に一遍となっておりますので、2025年今年になりますので、次は2030年となっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 特別に、島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 委員長ありがとうございます。

5年間継続されるということの重要性がある中で、その重要性を各字や調査委員のほうへ、その重要性をしっかりと伝えているかどうか。それが5年間の一番、予算の中で一番大きな比率を占めておりますので、その重要性をしっかりと調査員へ伝えているかどうか。それをしっかりと説明しているかどうかを聞きたいと思えます。お願いします。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

調査の重要性ということなんですけれども、調査員ですが、今は本部町の中で調査区を119調査区に分けて、調査員64名で調査することになっております。約7,000世帯ほどを回る形になります。調査員につきましては、最も必要な調査ということで、説明会でもしっかりお話をしているところです。基本的にも複数回、二、三回なり回って、中には不在の方も、朝仕事に出て、夜中しか帰ってこない方、あとは拒否される方等もいらっしゃいます。そうした場合につきましては、周りの方々への聞き取りや、区長と聞き取り等を行って、緊急の実態調査を確認したり、あとは住民基本台帳で確認することも、国の手引きではオーケーということになっておりますので、漏れがないようにしっかりと調査を進めていきたいと考えております。以上です。

○ **委員長 山川 竜** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入第13款交通安全対策特別交付金。20ページから21ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入第14款分担金及び負担金。20ページから23ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入第15款使用料及び手数料。22ページから29ページ。具志堅正英委員。

○ **委員 具志堅正英** 火葬場の使用料についてですけれども、火葬場の使用料は昨年じゃない、今年か上がりますけれども、この使用料が上がることによって、利用者の減少とかが起きているかどうか。お伺いします。

○ **委員長 山川 竜** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ご説明いたします。

火葬の使用料につきましては、令和6年の1月から料金の見直しを行っております。それに伴う利用者の減というのは、現在見られておりません。逆に、火葬の利用者につきましては、令和5年度から比べますと増加しております。

○ **委員長 山川 竜** 具志堅正英委員。

○ **委員 具志堅正英** 利用者も大分増えて、告別式、火葬の待機日数が大分増えているということなんですけれども、それに伴いこの火葬場の施設の利用頻度も高くなっていると思いますけれども、これからますます高齢化、団塊の世代の高齢化が進んでいくと思いますので、それに伴って施設の改修をもう少し急がないと、また間に合わなくなる可能性もあると思いますが、その辺どういうふうに考えているかお伺いします。

○ **委員長 山川 竜** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ご説明いたします。

火葬場の利用に関しましては、昨年度令和6年度につきましては、他市町村、中部地区ではございますが、火葬場のメンテナンスがございまして、1か月余り、その他の市町村からの受け入れ、広域火葬の依頼というものがございまして、その受け入れを行っていた影響がございまして、

令和6年度は若干、件数が増えております。令和7年度、今年度につきましては、また平常時に戻った状況でございます。

あと、今後の火葬の増加に伴い、火葬場の改築が必要ではないかというお話でございますが、町のほうでも建物の老朽化のほうは確認しておりまして、今後北部振興策などを利用して、現在事業のエントリーを行っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 ぜひですね、この火葬場の炎天下で待っている方々も結構、お年寄りが多いですので、ぜひ屋根の施設をもう少し広くとって、それから待合室のほうのクーラーとか、トイレの改修とかもして、もう少し使い勝手のいい施設にしていきたいと思います。あとこの降雨時の雨が降った場合の待合室の屋根から、下のほうの葬祭場のこのアスファルトしている、みんなが並んでいる場所へ、雨が排水がどんどん流れていって、路面といいますか、この雨が溜まって並んでいる場合に、靴とかそういうのが染みていくような感じがありますので、そこももう少し改善していただければと思います。以上です。

○ 委員長 山川 竜 休憩します。

休 憩（午後2時12分）

再開します。

再 開（午後2時13分）

ほかに質疑ありませんか。松田大輔委員。

○ 委員 松田大輔 1点質疑します。

町営市場の店舗使用料、昨年8月から徴収していないと思いますけれども、今後の見通し分かれば教えてください。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

市場の使用料につきましては、現在今は減免しているところでございます。その市場の跡地について、協議会等をつくって検討しておりますので、その間はしばらくは現状のままということで考えております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 松田大輔委員。

○ 委員 松田大輔 特に、期日は定まっていない形ですか。出られる方に関してはそのまま退去していただいているという形ですか。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 そうですね。使用に当たって重大な崩落とか、そういったものがなければ、しばらくはそのままということで今、考えております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 浮棧橋施設使用料、どの浮棧橋を指しているのか。どの団体、受益者というのか、この58万円程度ありますが、これはどこから使用料をいただいているのかを伺います。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

この浮き栈橋につきましては、渡久地港の北側です。製氷荷さばき施設があるそばに、最近造りました浮き栈橋の使用料となっております。現在、漁協のほうに管理を委託しております、漁協のほうは漁民の方、また遊漁船の方から使用料を取っているような状況であります。漁協に納める形となっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 あと2か所、浮き栈橋があると思いますが、これまでにあった、その使用料とかも発生しているんですか、これまで。それお伺いします。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 今、喜納委員からの質疑の中で、あと2か所というのは、恐らく水納島の航路のところと、第一マリンが着いている船の栈橋だと思いますけれども、あちらのほうは港湾施設になっておりまして、港湾のほうで、港湾の施設使用料の中で、あちらの浮き栈橋は使用料は徴収されているということになっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 最後に、水納島側の部分は、ほぼ1か所だと思いますが、この漁協側の部分に関しての使用料をいただくのは漁協なのか。どうなっているのか、それをお伺いしたい。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 今おっしゃっているのは、第一マリンが止まっている船のところの浮き栈橋の件です。あちらに関しましては、港湾の管理条例の中で19トン以下の船、小型船舶に関しては接岸料が発生しないということになっておりますので、第一マリンの船は使用料、接岸料いただいておりますけれども、その他の船については、接岸料、使用料が発生していないということになっております。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。歳入16款国庫支出金。28ページから39ページ。質疑よろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。歳入17款県支出金。38ページから59ページ。質疑よろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。歳入18款財産収入。58ページから63ページ。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 財産収入ということでもありますけれども、土地の貸付等、建物の貸付等の収入が書かれているかと思えます。その中で、個人じゃなくて行政の話をしますと、その行政が持っている財産の中で、恐らく公的な場所、県、国、自治体が持っている建物は固定資産税が発生しないという理解があります。しかし、その建物が貸してそこで収益事業を行っている場合、そこは税金が、固定資産税が発生しないのか。するのか、教えていただきたい。建物、この固定資産税で、大変すみません。土地や建物、持っている財産を貸して、貸した先が収益事業をして、その場合、公的な建物であります固定資産税が発生するか、しないか。教えてください。

- 委員長 山川 竜 休憩します。 休憩（午後 2 時24分）
再開します。 再開（午後 2 時35分）
住民課長。
- 住民課長 大城尚子 ご説明します。
町有地の固定資産税については非課税となっております。
- 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。
- 委員 島袋 恵 町有地や町有施設を貸した場合に、そこで収益事業が行っている場合も、非課税でよろしいでしょうか。お願いします。
- 委員長 山川 竜 住民課長。
- 住民課長 大城尚子 議員おっしゃるとおり、そこで収益事業を行っていても非課税となっております。
- 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。具志堅正英委員。
- 委員 具志堅正英 61ページの下のほうの町有地とこの里道の売払収入が出ていますけれども、この町有地と里道の場所を教えてください。
- 委員長 山川 竜 総務課長。
- 総務課長 宮城 健 1 番の町有地売払収入と、2 番の里道の売払収入がございます。1 番の町有地の売払収入に関しましては、総務課のほうになります。崎本部のベルビーチに登っていく道路の、ベルビーチに行く手前の左側になりますが、そこに新築の住宅を建てるといったことがございました。その道路敷のほうを売り払っております。以上です。
- 委員長 山川 竜 建設課長。
- 建設課長 渡久地 要 里道を売払い額の件ですけれども、里道などで地番等はついていないんですけれども、瀬底で 2 件、豊原、備瀬で 1 件ずつということになっております。以上です。
- 委員長 山川 竜 具志堅正英委員。
- 委員 具志堅正英 備瀬の件ですけれども、答えられなければいいんですけれども、今開発中のアートセンターの里道の架け替えの場所ですか。
- 委員長 山川 竜 建設課長。
- 建設課長 渡久地 要 はい。今、具志堅委員がおっしゃった場所ではございません。以上です。
- 委員長 山川 竜 具志堅正英委員。
- 委員 具志堅正英 では、場所を答えられるんでしたら、詳しいところお願いします。
- 委員長 山川 竜 建設課長。
- 建設課長 渡久地 要 場所としては、備瀬側の県道から右手のほうになるところの位置にあるんですけれども、企業が購入した土地があります。以上です。
- 委員長 山川 竜 休憩します。 休憩（午後 2 時39分）
再開します。 再開（午後 2 時44分）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進みます。歳入第19款寄附金。62ページから63ページ。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳入20款繰入金。64ページから65ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入21款繰越金。64ページから65ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

歳入22款諸収入。64ページから79ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳入23款町債。78ページから83ページ。質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出の質疑を行います。

歳出1款1項、84ページから89ページ。議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出2款1項総務管理費。88ページから117ページ。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 105ページの1項総務管理費のもとぶオアシス整備事業基本設計業務委託429万円の内容について、教えてください。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

もとぶオアシス整備事業基本設計業務委託の内容なんですけれども、北部振興策事業を活用するために、申請に必要な企画書と、あと概算事業費の算出を行っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 概算事業費の算出ということでありましたが、この費用をもって今後、おおよそどれぐらいの費用がその事業にかかるのか。その調査費ということについているんですか。調査費というか、今後この事業でどれぐらいの費用が想定されますでしょうか。教えてください。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

総事業費としまして、11億8,900万円ということで概算で出ております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 11億8,900万円の総事業費が予定されているということではありますが、その中で6月議会でもやりましたが、協議会や諮問委員会の設置等は考えていないでしょうか。お聞かせください。

○ 委員長 山川 竜 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

協議会等の設置であります。今年7月24日に、もとぶオアシス整備事業検討プロジェクトチーム会議というものを立ち上げております。メンバーといたしましては、部局長を中心に、役場の関係課長、あとは商工会、観光協会、農協、漁協、飲食業組合、あとは地元大浜区の区長と、そういった方々をメンバーに入れたプロジェクトチームを立ち上げて、会議を進めている。協議を進めているところでございます。以上です。

○ 委員長 山川 竜 休憩します。 休憩（午後2時48分）

再開します。 再開（午後2時51分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

諮問委員会という名称ではないんですが、それに代わる協議団体として設置、このプロジェクトチームを設置しているということで考えております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 4回目です。決算委員会ですので、このままその流れで質疑されますか。最後に4回目まとめて、質疑お願いします。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 また4回目ということで、委員長ありがとうございます。

その条例が本部町にありまして、平成3年3月27日条例第11号ということで、本部町土地利用検討委員会設置条例というのがあります。土地を使うときには、町長は諮問することができる。協議会を立てることができるということで条例もあります。

私たち、通常条例を守りながら生活をしているかと思えます。その中でプロジェクトチームは、これを協議会に代わるような、諮問委員会のようなということでありましたが、諮問や協議会というのは、その行政の立場以外の方、議員や町の職員、その他、町長が求める者とありますが、このようなプロジェクトチームであります。17名いるうちの10名が役場の職員であります。その他7名が地域の代表者であります。このような今後、11億円というような予算を執行していく中で、その予算を決定していく中で、本当に町の意見を聞かずに17名のうち10名が役場職員であると。このような予算の執行について、町民の意見よりも行政の意見を大切にするというようなことで、私は理解をいたしました。ありがとうございます。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。歳出2款2項徴税費。116ページから123ページ。

（「進行」と言う者あり）

進みます。歳出2款3項戸籍住民基本台帳費。122ページから129ページ。

（「進行」と言う者あり）

進みます。歳出2款4項選挙費。128ページから137ページ。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

歳出2款5項統計調査費。136ページから139ページ。進んでよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

歳出2款6項監査委員費。138ページから141ページ。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出3款1項社会福祉費。140ページから167ページ。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出3款2項児童福祉費。166ページから189ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

先進みます。歳出3款3項生活保護費。188ページから189ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出3款4項災害救助費。188ページから189ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出4款1項保健衛生費。188ページから215ページ。小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 195ページのインフルエンザ予防接種委託料、毎年町が行っている補助事業だと思いますが、去年の実績を教えてくださいたいと思います。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

インフルエンザ予防接種の令和6年度の実績でございますが、接種者数が延べでございますが3,528人となっております。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。松本一也委員。

○ 委員 松本一也 213ページ、ハブ咬傷防止事業2,395万9,000円余でございますが、ほかの資料を見ますと、捕獲数が1,961匹となっております。近年の状況を見ると、なかなか一向に減らない現状なのかと思っておりますが、それを踏まえて北部広域的な、そういった課題について何らかの会議などを持ったことがあるのかどうか。それと北部市町村長会の中で、首長あたりで、そのタイワンハブの議論などもあったのかどうか。この2点お聞かせください。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

ハブの捕獲数につきましては、平成24年度から捕獲の実態がございますが、年々増加している傾向でございます。令和6年度は1,961頭、令和5年度につきましては、1,955頭のハブが捕獲されております。対策につきましては、北部限定ではございませんが、沖縄県内のハブの担当者会議というのがございまして、そちらで意見交換などを行っております。

首長の会議につきましては、すみません今、すぐに答えができないので休憩をお願いします。

○ 委員長 山川 竜 休憩します。 休 憩 (午後3時02分)

再開します。

再 開 (午後3時02分)

健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

ハブに関しての単独での首長の会議はございません。いろんな会議の中で、首長同士で話をされているかと認識しております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 全県的には会議をしているということではあるんですが、その中で北部一円、特に今捕獲数が多いのは、名護市、今帰仁村、本部町、そして一部、読谷村、恩納村ありますけれども、そういうのは北部一円であります。北部には貴重な自然遺産の中の生物など、貴重な生き物もありまして、そこに進出するのはもう目に見えていると思っておりますが、これを考えると、首長会議の中でも議論して防止策を何らかの形で、県を通してでもやるべきではないかと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○ 委員長 山川 竜 町長。

○ 町長 平良武康 委員がおっしゃるとおり、正式なテーマとして議論をする必要があろうかと思っております。今現在は正式に、これをどうしようというふうなことで正式なテーマではなくて、その他の会議の中で個別に意見交換をしておりますけれども、正式なこのハブの件について、焦点を当てたテーマはない状況なので、これから必要かなというようなことで痛切に感じております。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 199ページ、新型コロナ予防接種健康被害給付金とあるんですが、この健康被害とか、最近昨今、マスコミ等でもいろいろ問題になっているんですけども、本町としてはこの被害者給付金とありますけれども、どういう形で町民が例えば被害に遭った場合は、申請として受け付けるのか。例えば、医療機関からそういう形で回ってくるのか。また、給付金とありますが、その段階とか、例えばこういう症状だったらこのぐらい出すとか。そういうのも具体的なもの、決まったものがあるのかどうか。お伺いしたいと思います。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

新型コロナ予防接種健康被害給付金の49万9,810円でございますが、各種予防接種を受診された際に、何らかの健康被害が発生した場合には、国からの給付制度がございます。申請制度につきましては、市町村役場への申請が必要となっております。

給付の内容につきましては、段階に応じて、例えば死亡の場合は死亡、障害が残った場合は障害で、この治療にかかった費用の補填と、あとは医療手当というのが給付されることとなっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 今の説明を聞いて、例えばの場合です。町民から私に相談を受けた場合に、ワクチン接種した後に、具合が悪いといった場合は、役場のほうに申請すると相談に乗っていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○ 委員長 山川 竜 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ご説明いたします。

まず予防接種を医療機関で接種していただいた際に、その場で何か体調不良などがありましたら、すぐその場で伝えていただければいいと思いますが、後日、体調不良などがあつた場合には、その接種した医療機関への受診をまずお願いしております。その際に、治療を行った場合は、その治療費なども請求できますので、その際は市町村役場のほうに相談をしていただいて、請求書などの書類を整えて、県を通して国へ申請するという流れになっております。

○ **委員長 山川 竜** ほかに質疑ありませんか。具志堅正英委員。

○ **委員 具志堅正英** 今の小橋川委員の質疑と関連するんですけれども、この健康被害の制度ができたのはいつ頃ですか。

○ **委員長 山川 竜** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ご説明いたします。

いつからこの健康被害の保障制度が始まったかというのは、現在把握しておりません。

○ **委員長 山川 竜** 具志堅正英委員。

○ **委員 具志堅正英** 私もこのワクチンの接種を受けて、1回目で相当ひどい後遺症に悩まされて、最近まだ病院にはかかっていないんですけれども、病院に行っても原因が分からないというんです。節々が痛くなったり、それから急に発疹ができてかゆくなったり、そういうものに悩まされているんですけれども、病院に行ってもそういう反応しかない。そういう感じでも申請できるんですか。

○ **委員長 山川 竜** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ご説明いたします。

予防接種、今回はコロナなんですけど、予防接種を受けた際に何らかの健康被害が起こった場合に、給付制度がございますが、その申請をする際に、やはり予防接種との因果関係がどうしても必要となっておりますので、病院を受診した際に診療録というものを病院から取ってきていただいて、それを添付して国のほうに申請を出しますので、その中に因果関係が認められなければ、国のほうでもこの認可はされないのではないかと考えております。

○ **委員長 山川 竜** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出4款2項清掃費。214ページから217ページ。よろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出5款1項失業対策費。216ページから217ページ。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出5款2項労働諸費。216ページから217ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出6款1項農業費。216ページから239ページ。島袋 恵委員。

○ **委員 島袋 恵** 229ページの1項赤土等流出防止営農対策促進事業1,062万円ほどの支出が

あります。そのこの赤土等流出防止というのは、本部町の稼ぎ頭や将来を担う海域や河川を守るために重要な予算だと私は理解をしております。今後の本部町の魅力を発信するための重要な予算だと理解をしております。そこでこの1,062万円ほどの、まだ1つ目、内容はどのような内容か。2つ目、河川や海域でのそのような赤土等の堆積物、蓄積の数量等を調べたことがあるか。3つ目、1,000万円以上、毎年のように支出されていると思いますが、過去からこれまでにについて支出された費用の実効性が見られるのか。

4番目、その1,062万円の費用を増額することができないのか。何が言いたいかと言いますと、町内にある砂防ダム全てのしゅんせつをする予算が確保できないのか。5番目、その流出源というのは、畑や砂防ダム以外からもあるということから、町内あっちこっちへ溜池と砂防ダム機能のような果たす施設を今後、計画することはできないか。この5点、伺います。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 今、島袋委員から5点の質疑がありました。

まず、赤土対策の事業についてであります。沖縄県の一括交付金の事業を活用してやっております。現在、赤土を防止するコーディネーターを1人置いて、事務補助員も1人置きまして、町内の圃場にグリーンベルトとか、そういったものの設置をやっているような状況であります。

あと2点目の河川や海に赤土が堆積しているという実態を調査したことがあるかという話ですが、この事業で調査したことはございません。

あと3点目に、実効性については見られるのかというお話であります。我々はしっかりこの事業を通して、農家に赤土流出を防ぐことは周知徹底しておりますので、実効性についてはあるものだと考えております。あと増額についてでございますが、県の事業を使っておりますので、県のほうとも調整をしながら、今後必要な予算については要求していきたいと思っております。

あと、最後の畑以外からの流出もあるのではないかとということで、それ以外のものから出てくるものを含めて、いろんな砂防ダムと溜池を設置したらどうかというご提案なんです。これは農林水産課につきましても、農地を主に対象にやっておりますので、いろんな方面と連携しながら、今後どういった方法ができるのかというのを検討していきたいと思っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

内容につきましては、1,000万円余りの事業を使って、先ほど話をしたコーディネーターを設置したりしております。その内訳についてであります。町からまず協議会をつくりまして、協議会に委託しております。委託料は約960万円にのぼります。その960万円の中で、雇用をしたりやっているような状況であります。例えば、コーディネーターはどういったことに取り組んでいるかということですが、発生源対策としてマルチングをやったり、あとそういったものもやっております。町内31か所でグリーンベルトの設置やカバーロックとか、マルチングをやっております。実績としましては、20戸の農家に対してそういう取組をやっております。あとベチパーにつきましては、約1キロを畑の周囲に植えるということで、そのグリーンベルトの設置も

やっているとごさいます。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 内容については、グリーンベルト、マルチングをしたり、ベチパーをしているということでありました。河川や海域、その水の通るところの蓄積量等は調査をしていないということでありました。3つ目の質疑で実効性はあるのかというところで、実効性はあるという回答でした。その後、県に要求をして今後もこのようなことを要求していくとありました。最後には、その他の課と調整をしながら進めるということもありました。

まずその中で1つ目、実効性があるという回答の中で、根拠というのがどこにあるのか。この水が流れる地域やこの下流域での調査をせずに、これが実効性があると言えるのか。調査をしていないのに実効性がある、その予算を毎年のように支出をしているのに、調査をしないということは、どういうことなのか。まず1つ聞きます。調査をせずになんで実効性があるんですかということもまず1つ聞きます。

あとは、県に要求するという予算だと、そういう中でやはり海域、近くの養殖場でありますとか、ウミンチュなんかから漁獲量の心配であるとか。養殖した魚が死んでしまわないのかというようなこともあります。そのような経済圏域の中から心配事が起こっていることでありますので、このような支出をしっかりと補っていくには、経済をしっかりと立て直さないといけない。そういう中で要求することを、県が作りましたから町はできませんということではなくて、県がつくったら県がしっかりとやってくださいということを強く要求できないのか。そうじゃないと近隣海域で、経済活動について、今後衰退する可能性があると思われま。

2つ目、県に要求する場合、強い熱意や情熱をもって要求してほしい。それができないのか。

3つ目、その他の課と調整するということでありました、いろんな課でこの町の海域の重要性を、歴史からみてもそのようなことがありますので、しっかりと海を守り観光客にいいものを見せ、そして魚や魚介類がたくさん獲れ、そのような仕組みを構築するための予算だと思っておりますので、その予算増についても多く取り組んでほしいです。この3つです。なぜ実効性があると言えるのか。県へしっかりと情熱を持って要求できるのか。その町の大切なこと3つ目、全課一緒になって、しっかりと取り組むのかお答えください。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

まず実効性についてであります。我々農林水産課は、この赤土対策をする際に、地図上コンピューターを使って、畑の面積とか、そういったものを見て活動しております。その中で例えばこの畑、この面積にこれだけグリーンベルトをやりますと、そうすることによって、例えば年間、削減効果が14トン、赤土からそのエリアから赤土が出るのは防げますよという、そういう効果は見込まれますので、こういう根拠をつけて我々は県に予算を要求してやってくることであります。

また、赤土におきましては、議員ご存じのように農地以外いろんなところから流れてきていま

すので、それぞれ所管する部署と連携しながら、我々主に農地という立場で流出を防いでおりますが、やっていく必要はあるのかと思っています。そのことに対してやはり観光立町でもありませんので、強く町一丸となって強く訴えていく必要があると思っています。今後もその他の課と連携をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともいろいろとご協力よろしくお願ひします。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 説明いただきました。実効性があるということで、畑の面積から算定をして、その面積に対策をしました。という年間14トン見込まれるという実効性でありました。それはその面積を覆った赤い土を覆った面積の、あくまでも計算上であると思います。ですので、その水が流れる先の調査、側溝には土砂がたくさん溜まっています。溜まっても満タンになって道路、路面から流れ出して、その他の場所へまた流れ着いております。そのような計算上での実効性ということではなくて、実質その現場で、実質その下流域でどのようなことが起こっているのか。そのようなことの調査費も入れてほしいと思います。今後この計算上、見込まれる実効性ではなくて、現地での実質の実効性、どれぐらい、堆積、蓄積していたのが、去年よりはなにか、そのような実効性、現場での実効性、それについて今後取り組んでいくことがあるかどうか。これで3回目ですので、答えをもらって終わります。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

先ほどからも説明しておりますが、しっかり各課連携しながら、いろんな海岸、海、管理者がいますので、調整しながら検討していきたいと思ひます。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。松本一也委員。

○ 委員 松本一也 229ページ、備考の8番沖縄県有害鳥獣捕獲活動支援事業95万2,000円ということになっておりまして、ほかの資料を見ますと、カラスの駆除であったと1,190羽が捕獲されたと、処分されたということでありませうけれども、6年度の実績は減っているように思ひれませうが、状況はどうなんでしょうかお伺ひします。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 まずカラスの捕獲状況についてご説明いたします。

カラスにつきましては、令和4年度に1,427羽、5年度に1,213羽、6年度に1,190羽捕獲しております。これは、国から補助金がおきてきますが、議員ご存じのように全国でこの予算が割り振られておるものですから、我々は予算がある限り要求して、予算が通ればその予算で捕獲しているような状況になりますので、令和6年度につきましては、予算がつかなくてこういった状況となっております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 捕獲に当たりましては、これは捕獲活動者がいると思ひれませうけれども、狩猟免許を持っている方々がいて、その方々が当たると思ひますが、聞くところによりますと高齢

化もして、なかなか猟にも出られなくなり、そういった活動ができなくなっているということが聞かれます。最近では、本部町内にイノシシがあっちこっちに出没しておりまして、その駆除に当たっても銃を使えるところは銃を使って、罠で仕掛けるところは罠で獲るという形のものなんですけれども、これについても狩猟免許が必要だと思いますが、年々高齢化して、さらにほとんどの方々が町外からの協力者であります。できるだけその狩猟の免許の取得者を確保するためにも、その取得やまた維持管理についての、何らかの補助を出して人員確保ができないのかと思っております。

それと最近出ているイノシシにつきましては、よく私も地域を回りますけれども、土日に仕掛けた罠を、ある職員が毎日のように、土日回っています。その職員はもちろん狩猟免許を持っているということがあって、それでやっていると思いますが、同じ農林水産課ではなくて、別の課であります。その中でやっている状況でありますので、恐らくそれは把握していますか。聞いてみます。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 今現在、議員おっしゃるとおり、イノシシにつきましては、資格を持っている方をお願いをして、罠を仕掛けていただいて定期的に見回りしていただいております。その状況は我々も把握しております。

○ 委員長 山川 竜 松本一也委員。

○ 委員 松本一也 その方には、依頼をしているのでしょうか。業務として行っているのでしょうか。私が先ほど言ったように、免許取得者が多くいれば、地域にも多くいれば協力者も出てくるとは思いますが、あまりにも荷重になっているんじゃないかということで心配しております。職員の中には、逆に狩猟免許を返納した方々もいらっしやると思いますが、そういった活動ができるように、できるだけ人員確保に努めていただきたいと思います。改めてその方の人件費はどうなっているのか。確認して質疑を終わります。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

特に人件費は、今は町から委託という形で支払ってはおりません。その方の時間のある範囲内で回っていただきまして、協力していただいているものであります。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。松田大輔委員。

○ 委員 松田大輔 229ページ、物価高騰対策町民生活支援事業についてです。

こちら町民の物価高騰の影響の対策と地域産業の応援を目的に、かりゆし市場に委託をしたと思うんですが、広く町民に周知できたのかの自己評価と、反響等あれば教えてください。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

これは町民生活を応援するという支援でやっております。重点支援交付金を充当しているものでありまして、我々としましては、十分にその効果は発揮できて、周知もできているという認識

であります。

○ 委員長 山川 竜 松田大輔委員。

○ 委員 松田大輔 一部では、そういう販売をしていることを知らなかった方もいると思えますけれども、今後また今も物価高騰が続いていますので、あとは事業債に対策とか広く十分、活用できるもっと政策があったのではないかと、今になって思うんですけれども、そこについて答弁をお願いします。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 今いろいろマスコミ、テレビ等でも出ておりますが、いろんな食材等が高騰して、家計も苦しいという状況がありますので、我々としましては、この物価高騰対策事業を今年度も継続してやっておりますが、引き続きしっかりと周知をしながら町民の方に広く利用していただき支援していきたいと考えています。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

休憩します。

休 憩 (午後 3 時33分)

再開します。

再 開 (午後 3 時45分)

歳出 6 款 2 項林業費、238ページから241ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出 6 款 3 項水産業費。240ページから245ページ。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 245ページ、渡久地港の工事に関することでもあります。これから施設を造るかと思えます。その中で、現在そこで工事、仕事をしている皆さんが、年末影響を受けそうだという事もありました。それを工事の期間を延長したり、そこで商売をなさっている企業の、仕事を止めないために工期を変更できたりするのか。聞かせてください。

○ 委員長 山川 竜 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

今年度、この渡久地港の水産整備事業を使いまして、委員おっしゃるとおり、渡久地港の北岸に屋根施設を整備しております。この場所につきましては、特に年末、マグロ養殖業者の方がしっかり使うということで今調整、相談がありまして、我々としましても、これから工事を発注していきますが、工事をやる際に、先に磁気探査がありますので、そういった工事の工程の中でうまく調整ができないかということで今、検討しているところであります。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出 7 款 1 項商工費。244ページから255ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

よろしいですか。歳出 8 款 1 項土木管理費。256ページから259ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出8款2項道路橋梁費。258ページから271ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出8款3項河川費。270ページから271ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

歳出8款4項港湾費。270ページから275ページ。

(「進行」と言う者あり)

歳出8款5項都市計画費。274ページから279ページ。仲程 清委員。

○ 委員 仲程 清 1点だけ教えていただきたいんですが、277ページ、委託料、本部町都市計画マスタープラン改定業務、その下の本部町用途地域指定業務、この内容について、教えていただきたい。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

本部町都市計画マスタープラン改定業務につきましては、現在本町で定めております本部町都市計画マスタープランを、まず今年度一部改定して、それをもとにまた来年度全面改定を行う予定で、現在作業を進めております。

その下段のほうの、本部町用途地域指定業務につきましても、現在業務を委託発注いたしまして、基礎調査を行った上で、本部町の都市計画区域内で、用途地域の指定に向けて現在、作業を進めているところであります。以上です。

○ 委員長 山川 竜 仲程 清委員。

○ 委員 仲程 清 都市計画指定地域というのは、北部では名護市と本部町というふうに聞きましたけれども、これとの関連も出てくるんですか。リンクするのはいかがでしょうかお願いします。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 説明いたします。

都市計画地域につきましては、名護市と本部町で、北部地域では都市計画区域です。地域ではなくて区域の指定は受けているんですけども、別の区域として指定を受けておりますので、名護市の都市計画とは、また別個で、本町の都市計画区域内で用途地域の指定を行うと考えておりまして、名護市の都市計画区域のほうとのリンクということはありません。

○ 委員長 山川 竜 仲程 清委員。

○ 委員 仲程 清 はい、分かりました。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

4時になります、時間を延長します。

続けます。歳出8款6項住宅費、278ページから281ページ。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 281ページの瀬底第3団地新築事業、1億5,700万円余りですが、その費用は浄化槽やその費用も含まれていますでしょうか。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

この事業の中で建築整備費、工事費の中に浄化槽等の整備も全て含まれた形で事業実施を行っております。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 浄化槽の設備も含まれているということでありました。浄化槽システムというのはタンクがあったり、そのタンクを維持するために、中のバクテリアを発生させるためと、ポンプがあったりします。その設備も含めて浄化槽設備だと理解しておりますが、この設備を費用をかけて造った設備が壊れた場合、10万円、20万円、30万円の費用が発生した場合、この設備は工事で造った、役場で手当てしたものという認識をしている中で、それが壊れた場合、建物であれば建物のコンクリートが壊れて落ちた場合という認識と理解しております。ガス給湯器が壊れたりした場合というような同じ認識と考えておりますが、浄化槽システムのポンプが壊れて多額な修理費用が発生した場合、その修理費用はどちらがその費用を出すのか、教えてください。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

今委員がおっしゃったような工事が必要な修繕等に関しましては、役場の修繕費の中で取り扱って修繕を行っておりますし、通常の維持管理に関しましては、共益費の中で住民の方によってくみ取り等も行っていただくというすみ分けで、事業を行っております。ポンプが壊れた場合も、役場が修繕しております。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 ポンプが壊れた場合は、役場の持ち物として修繕をしますという回答でありました。そうであれば町内各所の町営住宅において、瀬底のみならず、そのようなことが起こった場合は、瀬底と同じようにその費用は役場で持ちますという認識でよろしいですか。お願いします。

○ 委員長 山川 竜 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

今、委員がおっしゃったようなポンプ等が壊れた。通常使えなく、使用ができるような状態に戻すためには、役場が修繕費の中で支出して、修繕を行っております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出9款1項消防費。280ページから285ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出10款1項教育総務費。284ページから303ページ。質疑ありませんか。よろしいでしょうか。島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 295ページの備考3外国青年招致事業1,300万円余ありますが、これはどういったものか、教えてください。

○ 委員長 山川 竜 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 295ページ、3番の外国青年招致事業としまして、学校でよく言われるALTの先生を呼んで、英語の授業に携わっていただいております。以上です。

○ 委員長 山川 竜 島袋 恵委員。

○ 委員 島袋 恵 ALTの先生の費用に充てているということで、その他学力向上学習支援事業と1,200万円ほどの予算もあります。そういう中で町内の子どもたち、予算支出の中で多くの予算が支出されております。それを合わすと2,500万円ほどの支出がされております。今後、子どもたちの支援のために、新たな予算立て等あるのか。新たな仕組みをつくっていく。何か一つでもいいんですが、今いろんなことで子どもたちも高校へ行けないだとか、大学へ行けないだとか。家庭の事情があつたりいろんなことがある中で、学びたいけど学べないという子も少なからずいるかと思えます。新しい仕組みとしてその予算を創出できるのか。大きな予算ではないんですけれども、そういうことができるのか聞きたいです。

○ 委員長 山川 竜 決算委員会ですので、昨年度の予算に対しての質疑をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

歳出10款2項小学校費。302ページから315ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出10款3項中学校費。314ページから323ページ。

(「進行」と言う者あり)

次進みます。歳出10款4項幼稚園費。322ページから331ページ。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出10款5項社会教育費。330ページから339ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出10款6項保健体育費。338ページから349ページ。質疑ありますか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。歳出11款1項農林水産施設災害復旧費。348ページから351ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

歳出11款2項土木施設災害復旧費。350ページから351ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

歳出11款3項文教施設災害復旧費。350ページから351ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出11款4項その他公共施設災害復旧費。350ページから351ページ。

(「進行」と言う者あり)

進みます。歳出12款1項公債費。352ページから353ページ。質疑ありますか。

(「進行」と言う者あり)

歳出13款 1 項普通財産取得費。352ページから353ページ。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

歳出14款 1 項予備費。354ページから355ページ。

(「進行」と言う者あり)

財産に関する調書。公有財産基金。357ページから360ページ。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第 1 号について、お諮りします。

本案は、認定するものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。認定第 1 号は、認定すべきものと決定します。

これで本委員会に付託された事件は全て終了しました。

お諮りします。本委員会は、これで閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで決算審査特別委員会を閉会します。

閉 会 (午後 4 時16分)

本部町議会委員会条例第28条第 1 項の規定に基づき署名する。

令和 6 年度決算審査特別委員会

委 員 長 山 川 竜

臨時委員長 仲 程 清

委 員 伊良波 勤

委 員 具志堅 正 英